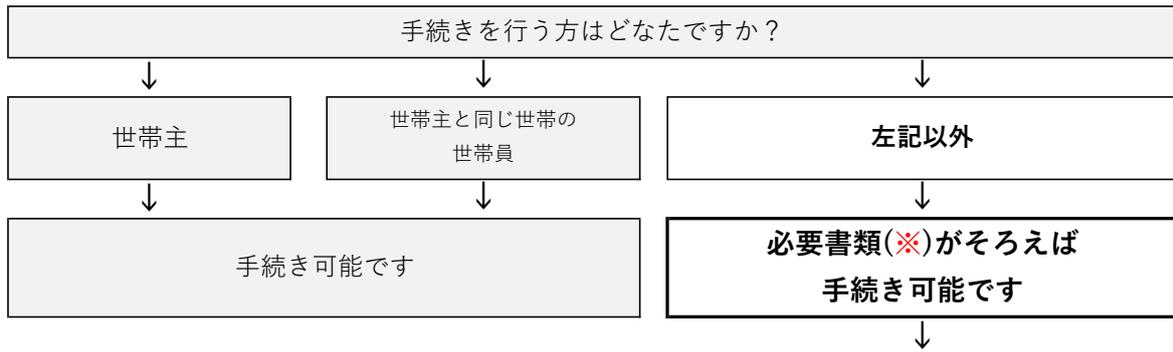


手続きをできる方・代理人が手続きを行う場合の必要書類について

手続きは原則「世帯主」が行ってください。

代理人が手続きを行う場合は、必要書類をご準備ください。



(※)代理人が手続きを行う場合の必要書類

次の(1)～(3)をご準備ください。

(注意)オンラインでの申請はできません。郵送もしくは窓口にてお手続きください。

(1) 世帯主の本人確認書類

(2) 代理人の本人確認書類

(3) 代理人区分に応じた添付書類

	代理人区分	添付書類		
1	法定代理人 (親権者)	戸籍謄本 (現在の住民票上同一世帯の場合は不要)		
2	法定代理人 ・後見人 ・保佐人 ・補助人	登記事項証明書 ※保佐人、補助人は財産の管理権を確認する必要があるため代理権目録も必要(代理権目録:記載内容で口座もしくは財産の管理権が確認できること) ※目安は3か月以内に発行したもの		
3	任意代理人として 考えられる方	委任状	+	
	・親族	給付を受ける権限を 委任する旨の委任状 書式は問いません HPでダウンロード可	+	各区分ごとの添付書類
	・介護従事者			戸籍謄本(続柄が分かる証明書類, 現在の住民票上同一世帯・柏市が本籍の場合は不要)
	・施設・病院の長, 職員			①支援サービスを受けていることが確認できる書類 ②ケアマネージャー, ヘルパーであることが分かる身分証等
	・各支援団体の長 DV等避難者で他に代理人 がいない場合等			①入所している施設・病院であることが確認できる書類 ②施設・病院の職員であることが分かる身分証等
・弁護士 未決拘禁者で他に代理人 がいない場合等	①支援団体との関係が証明できる書類 ②支援団体の職員であることが分かる身分証等			
				①弁護士関係が分かる書類 ②身分証 ※郵便物は送付先で受領できない可能性があるため確認してください